

岡崎市農林産物ブランド化推進シンボルマークに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市農林産物ブランド化推進品目に関する要綱に規定される、岡崎市農林産物ブランド化推進品目（以下、「ブランド化推進品目」という。）のブランド化を推進するにあたり、岡崎市農林産物ブランド化推進シンボルマーク（図1）（以下、「シンボルマーク」という。）の幅広い使用を促進するとともに、使用する手続き、使用方法等の取扱いについて、適正に管理するために、必要な事項を定めるものとする。

(使用方法)

第2条 シンボルマークの使用方法については、当該各号のいずれかを満たす場合とする。

- (1) ブランド化推進品目に指定された農林産物の生産出荷資材等に使用する場合。
- (2) 次に定める内容を満たす、ブランド化推進品目を使用した加工品等に使用する場合。ただし、必要と認められる場合は、次に定める内容を満たさなくても、使用できるものとする。
 - ア 申請を行う者は市内に事業所をもっていること。
 - イ 加工品等に使用されている原材料の総重量に対し、市内で生産されたブランド化推進品目の含有率が30%以上であること。
 - ウ イに係る含有率を証明できる書類等の写しの添付が可能であること。
- (3) 市内農林産物の啓発用品に使用する場合。
- (4) その他、必要と認められる場合。

(使用料)

第3条 シンボルマークの使用については、無償とする。

(使用申請)

第4条 シンボルマークを使用するにあたっては、あらかじめ、岡崎市へ申請を行い、承認を得なければならない。ただし、当該各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 岡崎市が主催、後援等をする事業に使用する場合。
 - (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合。
 - (3) 本要綱の施行以前よりシンボルマーク及び同様のシンボルマークとみなされるものを使用している場合。
 - (4) その他、申請を要しないと認められる場合。
- 2 前項の規定により申請をする者は、申請書（様式第1号）を岡崎市に提出しなければならない。また、第5条の承認を得た後に変更が生じた場合も同様とする。

(使用承認)

第5条 岡崎市は、提出された申請書等に基づき、審査を行い、使用を承認するものについては承認書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(使用取消等)

第6条 岡崎市は、前条にかかわらず、当該各号のいずれかに該当する場合、シンボルマークの使用について承認を取消し、回収及び破棄を使用者に命じることができる。

- (1) 個人・団体のマークや商標として独占的に使用する場合。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合。

- (3) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれのある場合。
- (4) 岡崎市及び第三者のイメージを損なうおそれのある場合。
- (5) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合。
- (6) シンボルマークの使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合。
- (7) その他、適当でないと認められる場合。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 22 日から施行する。

図 1



4色カラー



モノクロ